

# 施設園芸農家の皆様へ

## 園芸施設共済の 補償が拡充されます！

1

### 時価ベースの補償の拡充

- ・耐用年数の見直し
- ・時価現有率の引上げ



詳しくは  
1ページへ

2

### 農家選択による補償の追加

耐用年数内の補償価額は新価の100%  
耐用年数経過後も補償価額は75%



詳しくは  
3ページへ

3

### 撤去費用の対象の拡充

パイプハウス等も補償対象に追加



詳しくは  
3ページへ



市・町・広域事務組合  
兵庫県農業共済組合連合会  
兵庫県・農林水産省



# 1 時価ベースの補償の拡充 (平成27年2月より開始)

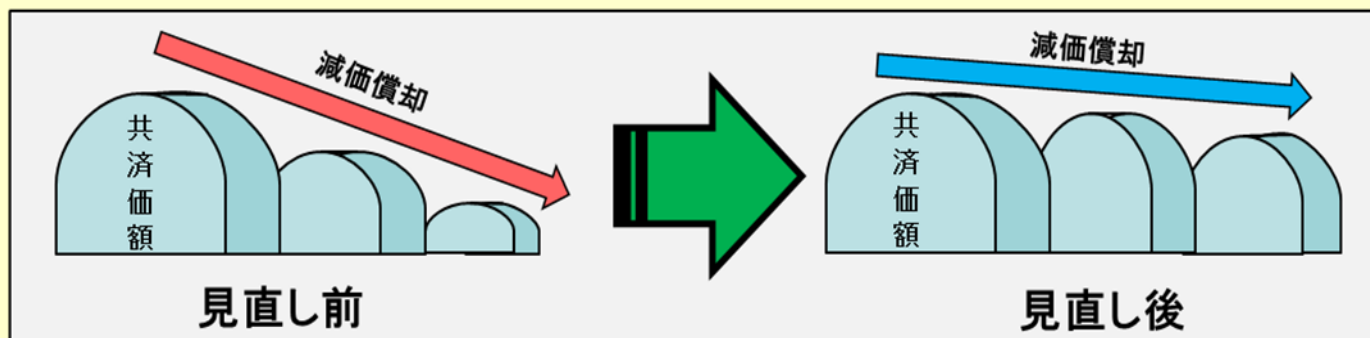
ハウスは、建設後、時間の経過とともに、強度や耐久性が低下して資産価値が下がっていきます。そのため、園芸施設共済では年数に応じて時価現有率を定め、補償価額(共済価額)を算定します。今回、制度の改正に伴い、耐用年数と時価現有率が見直され、**共済価額を大きく引上げる**こととなりました。

## 1. 耐用年数の見直し

施設本体と附帯施設の耐用年数を下表のとおり見直します。

	見直し前	見直し後	増減
ガラス室Ⅰ(木造)	10年 →	5年	Δ5年
ガラス室Ⅱ(鉄骨)	15年 →	14年	Δ1年
プラスチックハウスⅠ(木竹)	5年 →	5年	±0年
プラスチックハウスⅡ(パイプ)	5年 →	10年	+5年
プラスチックハウスⅢ(鉄骨)	7年 →	14年	+7年
プラスチックハウスⅣ・Ⅴ・Ⅶ(鉄骨)	15年 →	14年	Δ1年
附帯施設	5年 →	7年	+2年

## 2. 時価現有率の引上げ



時価現有率表 (例: プラスチックハウスⅡの場合)

	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	~	10年以上
見直し前	100%	84%	68%	52%	36%	20%	...	20%
見直し後	100%	95%	90%	85%	80%	75%	...	50%
増減	±0	+11	+22	+33	+44	+55		+30

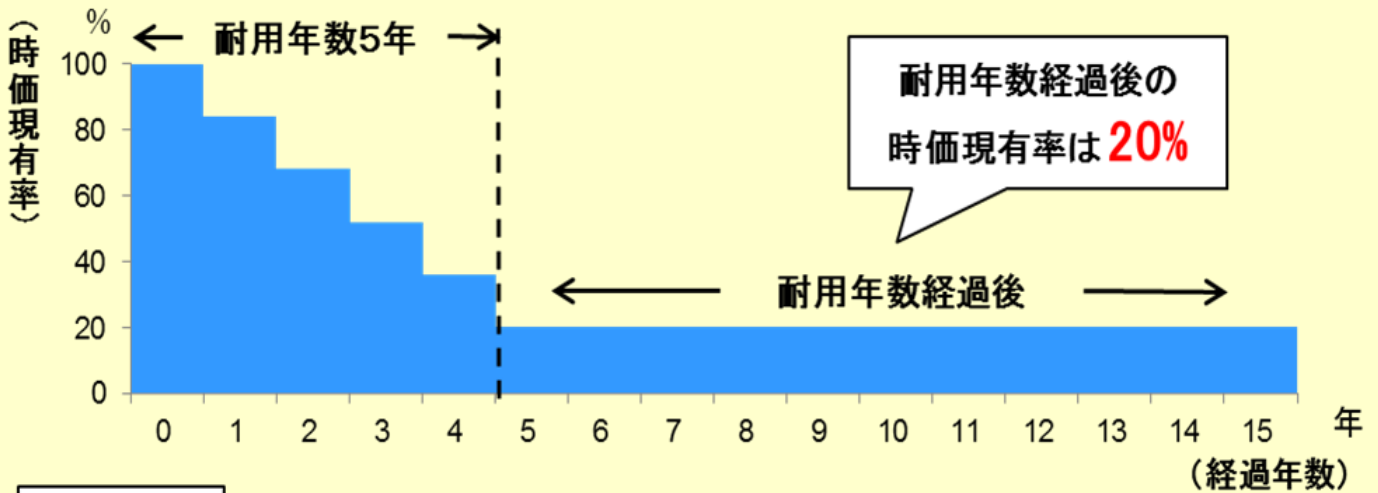
耐用年数経過後

**耐用年数を経過した施設の時価現有率が20%→50%となりました!**

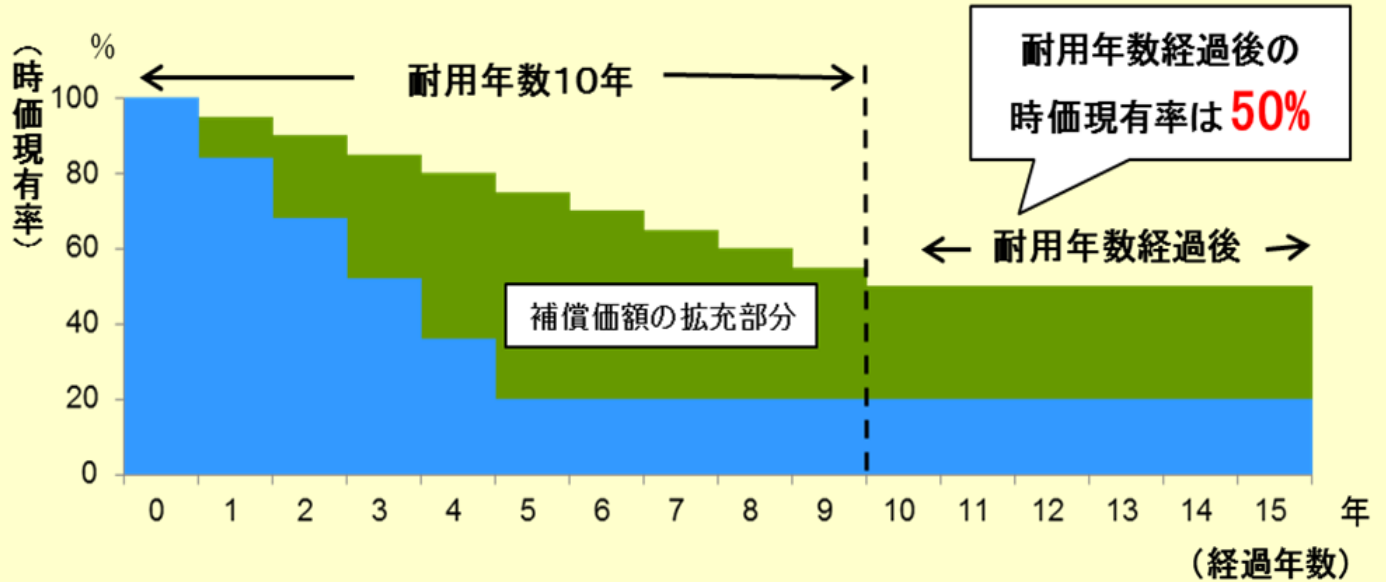
※この度の見直しは、本体部分、附帯施設を対象とし、被覆物の自然消耗割合等は、従前どおりとなっております。

# イメージ図(例:パイプハウス)

## 見直し前



## 見直し後



### 例えば・・・

新築パイプハウス(プラⅡ)  
で加入された場合

- 設置面積250㎡  
(新築価額45万円)
- 本体加入のみ
- 補償割合 8割

補償額比較表 (被覆材は含まない)

	見直し前	見直し後
1年目	360,000円	360,000円
5年目	129,600円	288,000円
10年経過後	72,000円	180,000円

見直しされた制度は、平成27年2月以降に加入(更新)された契約から適用されます。  
現契約にご加入の農家の方へ、共済責任期間中での切り替えも可能です。  
詳しくは、お近くの市・町・事務組合にお問い合わせください。



## 2 農家選択による補償の追加 (平成27年4月より開始予定)

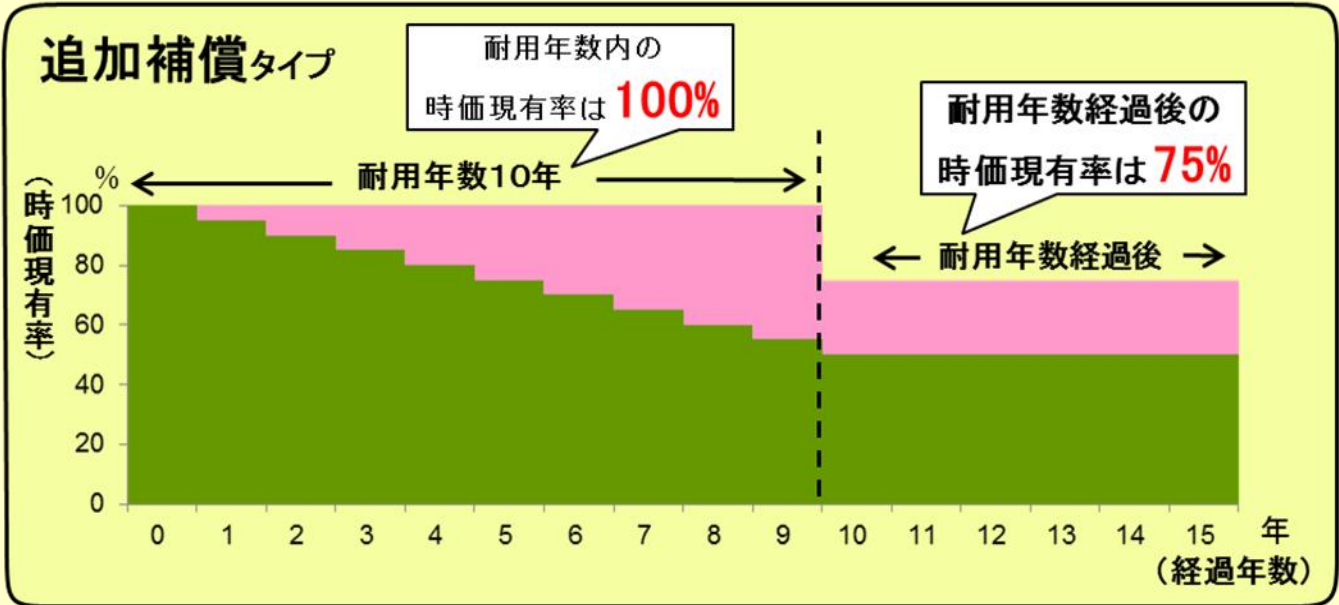
農家の選択により、**更に大きな補償**を受けることが可能となります！

- ・ 耐用年数内の補償価額は新価の100%！
- ・ 耐用年数経過後も補償価額は新価の75%！

(注Ⅰ) 追加部分にかかる共済掛金は、全額農家が負担していただきます。

(注Ⅱ) 追加部分にかかる共済金は、施設の復旧・修理を確認したうえで支払います。

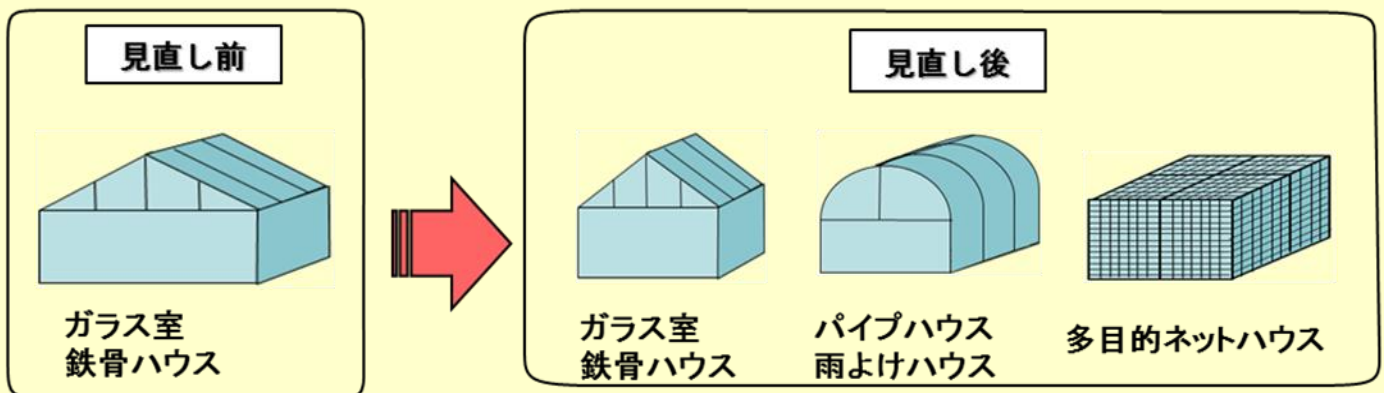
(注Ⅲ) 本体部分、附帯施設を対象とし、被覆物は適用されません。



## 3 撤去費用の対象の拡充 (平成27年4月より開始予定)

現在、撤去費用の対象となっていない

**パイプハウス等も撤去費用の補償対象に追加**されます。



(注Ⅰ) 被覆材等は補償対象に含まれません。

(注Ⅱ) 共済金の支払要件は、特定園芸施設の撤去に要した金額が100万円を超えるとき、又は被覆材を除いた特定園芸施設の損害割合が50%(ガラス室の場合は35%)以上の場合とします。

2及び3の制度は平成27年4月から加入いただけます。(市・町・事務組合により取扱いが異なります。)

2及び3の制度は、1の制度とあわせてご加入ください。

詳しくは、お近くの市・町・事務組合にお問い合わせください。